

施策評価シート（平成28年度実施分）

基本姿勢	1	安心で魅力ある「定住のしま」 ～分野2 人を大切に、人を守るまちづくり～
政 策	5	ともに歩む障がい者福祉の地域づくり
基本方針	障がい者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供など障がい者を支援するとともに、障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせる環境づくりに努めます。	

基本施策	1-2-5-①	総合的な支援体制の整備		
主管課名	福祉長寿課		所属長名	萬 屋 三 男
関係課名				
	基本施策の評価			
	○障がい者福祉計画に基づく関係機関との連携、障がい者が安心して暮らせる環境づくり			
	■平成27年度における課題等に対する取組方針			
	・新上五島町障がい者福祉計画に基づきサービスの充実を図るため、関係機関と連携し不足するサービスの開拓に努めていくと共に、離島という地理的要因により実現が困難なサービスについても、可能性について協議検討を行っていく。			
	■平成28年度の取組概要			
・障害福祉サービスの充実を図るため、不足するサービスの設置について既存の法人等と検討・協議を実施した。（グループホーム新設 平成30年度開所予定）また、特別支援学級卒業生が、町内のB型事業所を利用するため、必要となるアセスメント調査を町外の就労移行支援事業所に依頼し、施設外就労訓練として実施した。				
■評価（問題点とその要因）				
・新規事業所が増えることにより障害福祉サービスの充実が図られたと考えるが、町内において利用できないサービスが存在することから、引き続き、社会資源の開拓に努める必要がある。				
■今後の取組方針				
・引き続き、関係機関と連携し不足するサービスの開拓に努めていく。				
○関係機関や事業所等との連携による相談体制の充実、障がい者が自立した日常生活・社会生活が送れるよう総合的かつ継続的な支援				
■平成27年度における課題等に対する取組方針				
・基幹相談支援センターの設置の可能性を探ると共に、既存の相談支援体制の強化に努める。また、平成29年度末までに設置しなければならない地域生活支援拠点等にかかる拠点事業所としての機能を、既存の相談支援事業所に付加することで障がい者が自立した日常生活・社会生活が送れるよう総合的かつ継続的な支援を行っていく。				
■平成28年度の取組概要				
・基幹相談支援センターの設置については、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の確保ができないことに加え、財源確保についても、どの程度の補填がなされているかが不透明であることから、現時点では設置困難である。地域生活支援拠点等の整備については、本町障がい者総合支援協議会において、小値賀町を含む圏域での設置に向け検討を行っている。				
■評価（問題点とその要因）				
・基幹相談支援センターについては、人員及び運営経費の確保の面で設置は困難であるが、担う機能については、既存の相談支援事業所間の連携が上手く取れていることから問題もない。地域生活支援拠点については、障がい者総合支援協議会にて検討していく。				
■今後の取組方針				
・地域生活支援拠点等の整備について、引き続き、障がい者総合支援協議会にて検討を行っていく。				

1 次評価

○必要とされる療育、サービスの把握、地域での生活を支える障がい者福祉サービスの充実

■平成27年度における課題等に対する取組方針

- ・求められる障がいサービスについて必要性を検証し、実施の可能性を探っていく。

■平成28年度取組概要

- ・求められる障害サービスのひとつであるグループホームについて、既存の法人等と検討・協議を行った。また、特別支援学級卒業生が、町内のB型事業所を利用するため、必要となるアセスメント調査を町外の就労移行支援事業所に依頼し、施設外就労訓練として実施した。

■評価（問題点とその要因）

- ・新規事業所が増えることにより障害福祉サービスの充実が図られたと考えるが、町内において利用できないサービスが存在することから、引き続き、社会資源の開拓に努める必要がある。

■今後の取組方針

- ・障がい者総合支援協議会及び既存法人等と、引き続き、社会資源の開拓に努めていく。

○保育・教育に携わる関係者との連携強化、障がいの早期発見・早期支援

■平成27年度における課題等に対する取組方針

- ・保育・教育に携わる関係者との協議の機会を増やす必要があることから、障がい児計画策定に向け設置を予定している「こども部会」への参加について、関係機関に協力を求めている。

■平成28年度取組概要

- ・関係機関の連携強化及び障がい児計画策定に向け「こども部会」の設置を計画し、小・中学校の養護教諭及び特別支援学級担任等で組織する特別支援教育部会にて説明を行い、協力を求めた。なお、年度中の発足を予定したものの「障がい児計画」の策定にかかる国の基本指針の公表時期が遅く、構成員等の検討時間もなかったことから、早期発足に向けて準備中である。

■評価（問題点とその要因）

- ・部会を発足できなかったことにより、こども課や教育委員会の関係部署との連携や、小中高校、特別支援学校との情報共有の場が設定できず各々の抱える問題や状況等を十分に把握できていないことから、部会を早期に発足させることで連携強化を図り、早期発見、支援につなげていく必要がある。

■今後の取組方針

- 関係部署との連携及び情報共有を図るとともに、小中高等学校、特別支援学校等の関係機関の状況について、十分な把握に努める。

○障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりの推進のための広報・啓発活動及び福祉教育、交流活動等の推進

■平成27年度における課題等に対する取組方針

- ・当事者団体や障がいサービス提供事業所等関連機関と連携し、イベント等広報活動に積極的に取り組み、障がい者への理解を深め社会的障壁の解消に努めていく。

■平成28年度取組概要

- ・当事者団体や障がいサービス提供事業所等関連機関で連携し、各種イベント等に参加することで広報活動に取り組み、障がい者への理解を深め、社会的障壁の解消に努めた。また、町が委託する地域活動支援センターの活動において、小中学校及びボランティア団体等への体験発表等福祉教育及び交流活動等の推進が図られている。

■評価（問題点とその要因）

- ・実施している取り組みにおいては、町内事業所との連携が図られ、広報・啓発活動など自主的に行っており、住民の障がいに対する理解も進んできているが、経費の面から活動も限られている。

■今後の取組方針

- ・一層の障がい者への理解を深め社会的障壁の解消に努めていくために、各種イベント等への公的施設を利用した場の提供、周知の支援に併せ、国・県の制度において活用できるものを模索し、活動経費等の支援を行っていく。

2 次評価	・引き続き、県、障害者団体、NPO法人、ボランティア組織等と連携して、地域住民を巻き込んだ形で様々な活動支援を行い、ニーズに応えられるようサービス環境の充実に努めていくこと。		
基本施策	1-2-5-②	在宅、施設サービスの充実	
主管課名	福祉長寿課	所属長名	萬 屋 三 男
関係課名			
1 次評価	基本施策の評価		
	○障がい者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、障がい者のホームヘルプサービスなどの在宅支援サービスの充実		
	■平成27年度における課題等に対する取組方針		
	・ 既存事業所と連携し、人員確保及び事業実施体制の整備について協議を行っていく。		
	■平成28年度取組概要		
	・ 既存事業所及び相談支援事業所と連携し、サービス未利用者への制度周知等を行い、在宅支援サービスに繋げることで充実に図った。		
	■評価（問題点とその要因）		
	・ 現状の取り組みにおいて、障がい者が住み慣れた地域や家庭で生活していくための支援の充実が図られてきているが、地域においてはひきこもったままの障がい者も存在することから、民生委員や障害者相談員とも情報共有を図り連携していく必要がある。		
	■今後の取組方針		
	・ 相談支援事業所及び民生委員、障害者相談員と情報共有を図り連携しながら、引き続きサービス未利用者への制度周知を図り、障がい者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう努めていく。		
	○障がい児保育・特別支援教育の充実、障がいの特性に合わせた保育・教育環境の整備		
	■平成27年度における課題等に対する取組方針		
・ 関係部局との連携により、情報の共有を図り、施策の充実及び環境の整備に努めていく。			
■平成28年度取組概要			
・ 関係部局との連携により情報の共有を図るため、小中学校で組織する特別支援部会に参加し、町施策の周知等を行った。			
■評価（問題点とその要因）			
・ 今年度の取り組みとしては、特別支援部会への参加のみであるが、年1回の参加であり具体的な課題等の把握ができない。こども部会の早期立ち上げにより定期的に情報交換を行う必要がある。			
■今後の取組方針			
・ 関係部局との連携を図るために、こども部会を立ち上げ、情報共有を行うことで施策の充実に図るとともに必要に応じて環境の整備に努めていく。			
○住宅改造のための相談・融資制度の情報提供など、安心して生活できる住まいづくりの支援			
■平成27年度における課題等に対する取組方針			
・ 真に支援が必要な者が対象から外れることがないように、対象要件の見直しを行う。			
■平成28年度取組概要			
・ 対象要件の見直しを予定したが、本事業の実施財源となる「長崎県福祉のまちづくり補助金」が廃止されることに伴い、制度そのものの継続について検討する必要性が出てきたため取り組みができなかった。			

	■評価（問題点とその要因） ・制度の継続を検討するうえでは真に必要性があるかどうか、継続であれば真に支援が必要な者が対象から外れることがないように、対象要件の見直しを行う必要がある。 ■今後の取組方針 ・制度の継続について検討を行い、状況に応じて対象要件の見直し等を行っていく。		
2次評価	・住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるよう、各種事業の支援体制の見直しや充実など、在宅サービスを含む日常生活の支援強化に努めていくこと。		
基本施策	1-2-5-③	自立と社会参加の促進	
主管課名	福祉長寿課	所属長名	萬 屋 三 男
関係課名			
1次評価	基本施策の評価		
	○障がい者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションや各種教室等の機会の充実、地域住民との交流促進 ■平成27年度における課題等に対する取組方針 ・県身体障害者スポーツ大会時の、障がい特性に応じた支援を行う引率者について福祉事務所及び関係団体と協議を行っていく。また、福祉スポーツ大会については、社会福祉協議会及び地域の意向等を確認しながら協議を行っていく。 ■平成28年度の取組概要 ・県身体障害者スポーツ大会時の引率者について福祉事務所及び関係団体と協議を行い、特別支援学級生徒の引率者分1名の旅費を町において予算化することとした。福祉スポーツ大会については、社会福祉協議会及び地域の意向等の確認にかかる協議を行ったが、人員確保が困難とのことから現行のままで行っていくこととした。 ■評価（問題点とその要因） ・県身体障害者スポーツ大会時の障がい特性に応じた支援を行う引率者の確保ができた。福祉スポーツ大会については、行政及び社会福祉協議会における人員確保が困難な状況を考慮し、今後の開催方法等の検討が必要である。 ■今後の取組方針 ・福祉スポーツ大会の開催は、有川地区及び奈良尾地区の2箇所であるが、町全体での福祉スポーツ大会の開催についての要望も聞かれることから、関係部署及び関係事業所等と協議を行っていく。		
	○就労支援事業所など関係機関との連携、福祉的就労を含めた多様な雇用、就労機会の確保、地域で自立した生活を営むための相談・支援体制の充実 ■平成27年度における課題等に対する取組方針 ・障がい者の雇用の場の確保のための施策を商工労働部局及び関係機関と連携し協議を行っていく。		
	■平成28年度の取組概要 ・今年度は具体的な対応策等がなかったことから、県関係機関等との協議は行わなかった。 ■評価（問題点とその要因） ・関係する部署（小中学校含む）の状況等について、十分に把握できていない。 ■今後の取組方針 ・引き続き、障がい者の雇用の場の確保のための施策を商工労働部局及び関係機関と連携し協議を行っていく。		

	○ひきこもり問題に対し、直接支援をしている若者サポートセンターの事業継続・拡充、精神的障がいに関与するものについて、公的機関及び障がい相談支援事業所との連携による、相談・支援体制の拡充 ■平成27年度における課題等に対する取組方針 ・五島若者サポートステーションや一般相談支援事業所の活動支援を行い、積極的に情報共有を図っていく。 ■平成28年度取組概要 ・五島若者サポートステーション及び相談支援事業所の活動支援を行い、併せて上五島保健所や上五島福祉事務所、上五島病院精神科外来等関係機関との情報共有を積極的に図った。 ■評価（問題点とその要因） ・ひきこもり問題については、五島若者サポートステーションの活動における国の支援そのものが縮小されており、出張相談回数も削減されている。また、上五島保健所、上五島福祉事務所において、それぞれに引きこもり対応が行われていることから、関係機関の状況共有を図り連携して取り組む必要がある。 ■今後の取組方針 ・引き続き、五島若者サポートステーション及び相談支援事業所の活動支援を行い、併せて上五島保健所や上五島福祉事務所、上五島病院精神科外来等関係機関との情報共有を積極的に図っていく。
	2次評価 ・自立した生活・社会参加の促進に向けた就労支援策について、支援事業所等との連絡会議開催など機会の拡充を検討しながら、様々な活動や交流の場などへの社会参加の促進と就労支援の充実を図っていくこと。

成果指標等の達成状況

指標名		基準値	H27	H28	H29	H30	H31
障がい者居宅介護サービスの月平均利用者数	目標	-	-	-	67人	69人	70人
	実績	60人	69人	67人			-
	達成率	-	90% (100%)	70% (100%)			-
障がい者福祉サービス提供事業所数	目標	-	-	-	39事業所	41事業所	41事業所
	実績	23事業所	34事業所	32事業所			-
	達成率	-	61.1% (100%)	74.4% (100%)			-
相談支援件数	目標	-	-	-	1,080件	1,080件	1,080件
	実績	840件	1,894件	1,334件			-
	達成率	-	100% (100%)	100% (100%)			-

施策事業の進捗状況

1-2-5-① 総合的な支援体制の整備

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成27年度	平成28年度
1	(事業名) 人工透析患者遠距離交通費助成事業 【福祉長寿課】 (事業目的) 医療再編に伴い、各診療所の無床化及び人工透析機能の廃止などにより、地域住民は遠方の医療機関に通院・入院しなければならない。特に遠方から人工透析を受療している患者は、直接生命に関わる受療のため、様々な負担を強いられることから、第一に経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 (事業概要) ・自家用車及び公共交通機関を利用し通院する者については、通院距離(往復)30km以上50km未満については350円を助成し、50km以上については700円を助成する。 ・平成24年3月現在に長崎県上五島病院附属診療所「奈良尾医療センター」において人工透析を受療していた者で、介護タクシーを利用する者には「人工透析受療遠距離通院介護タクシー利用助成券」を交付し、その全額を助成する。	実施年度	平成25年度～	
		成果指標	利用対象者数	
		目標値	18名	19名
		実績値	18名	19名
		達成率	100%	100%
		決算(見込)額	1,373千円	1,583千円
		成果指標及び目標値の説明	人工透析遠距離通院患者数を成果指標とした。	
		取組実績、成果・課題等	(取組実績) ・人工透析患者遠距離通院交通費助成金支給額 873,020円 ・人工透析受療遠距離通院介護タクシー利用助成券 499,760円 (成果・課題等) 交通費助成により経済的負担の軽減は図られているが、交通費以外の透析経費の負担を強いられるものも出てきており、それらの負担軽減も検討する必要がある。	(取組実績) ・人工透析患者遠距離通院交通費助成金支給額 1,041,780円 ・人工透析受療遠距離通院介護タクシー利用助成券 541,030円 (成果・課題等) 交通費助成により経済的負担の軽減は図られているが、交通費以外の透析経費の負担を強いられるものも出てきており、それらの負担軽減も検討する必要がある。

1-2-5-② 在宅、施設サービスの充実

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	区分	平成27年度	平成28年度
1	(事業名) 身体障害者住宅改造成助成事業 【福祉長寿課】 (事業目的) 障害者の日常生活を容易にするとともに、家族の介護の負担を軽減することを目的とする。 (事業概要) 身体障害者手帳の1級又は2級所持者(またはその者と同居する者)で、住民税非課税世帯を対象として、手すりの取り付けや段差の解消、浴槽の取替など、障害者が生活しやすいように改造する工事費用に対し補助率2/3(上限29万円)で助成金を支給するもの。	実施年度	平成16年度～	
		成果指標	助成申請者数	
		目標値	1件	1件
		実績値	0件	2件
		達成率	-	200%
		決算(見込)額	-	164千円
		成果指標及び目標値の説明	近年(H19～H27)の平均申請件数である1件/年を目標値とした	
		取組実績、成果・課題等	(取組実績) 実績なし (成果・課題等) 実績なし	(取組実績) 助成金交付決定件数及び金額 2件164,194円 (成果・課題等) 助成を行うことで身体障害者の日常生活の負担軽減が図られてきた。財源として充当されている県補助金がH29までの予定であることから制度の見直し等検討する必要がある。